

仕様書

1 事業名称

令和8年度不登校支援事業における不登校支援サポーター派遣業務委託

2 事業目的

不登校児童生徒への支援については喫緊の課題であるが、不登校の要因は複雑化している。多様化する支援の必要性に対し、学校内でのサポート及び学校外の居場所との連携を含めた児童生徒一人ひとりに応じたアプローチが求められる。

東淀川区内の市立小中学校において、不登校、継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒等を対象に、学校、区役所と連携して、登校支援や学校内でのサポート又は学校外の居場所との連携等を行うサポーターを派遣することで、児童生徒の継続的な登校や社会的自立、教職員の負担軽減等を含めた学校教育活動全体の支援に繋げる。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業実施期間

対象児童生徒に対する支援は令和8年6月1日（月）以降の本市が定める日より開始し、令和9年3月31日（水）までの実施とする。なお、契約日から対象児童生徒に対する支援を開始するまでの期間を本市及び学校等との調整に係る準備期間とする。

（詳細は事前に本市及び学校と打合せのうえ決定すること。）

5 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- (2) この業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び本市職員の指示によるものとする。
- (3) 受託者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義が生じた場合は、本市の担当者と協議するものとする。

6 対象

本市が指定する区内市立小中学校における、不登校、継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒等

なお、対象児童生徒は学校が選定する。学校が選定した児童生徒が登校していない場合は、「11 業務内容（1）イ」に記載の児童生徒を対象者とすることがある。

また、本市が指定する区内市立小中学校は合計9校以内（小学校6校、中学校3校を想定）とする。

7 実施場所

本市が指定する区内市立小中学校及び区内の市立小学校長・中学校長又は本市が指定する場所（対象児童生徒の自宅から学校までの通学路、東淀川区役所、東淀川区子ども・子育てプラザ、北部こども相談センター等を想定）

実施場所は原則東淀川区内とするが、本市及び事業者の双方が合意した場合は、大阪市内の公的機関等（中央こども相談センター等を想定）も実施範囲とする。

なお、本市が指定する場所については、決定後、別途通知する。

（参考：区内市立小学校・中学校）

学校名	住所
井高野小学校	大阪市東淀川区井高野 1-28-27
東井高野小学校	大阪市東淀川区井高野 2-8-28
大隅東小学校	大阪市東淀川区瑞光 5-8-19
大隅西小学校	大阪市東淀川区大隅 2-3-18
小松小学校	大阪市東淀川区小松 3-18-15
大桐小学校	大阪市東淀川区大桐 4-1-15
大道南小学校	大阪市東淀川区大道南 1-23-6
豊里小学校	大阪市東淀川区豊里 5-14-60
豊里南小学校	大阪市東淀川区豊里 5-12-41
豊新小学校	大阪市東淀川区豊新 4-17-26
新庄小学校	大阪市東淀川区上新庄 2-20-5
下新庄小学校	大阪市東淀川区下新庄 5-2-9
菅原小学校	大阪市東淀川区菅原 6-3-25
東淡路小学校	大阪市東淀川区東淡路 3-3-32
西淡路小学校	大阪市東淀川区西淡路 5-5-32
啓発小学校	大阪市東淀川区東中島 4-8-38
井高野中学校	大阪市東淀川区井高野 2-8-13
瑞光中学校	大阪市東淀川区瑞光 4-9-37
大桐中学校	大阪市東淀川区大桐 4-5-8
東淀中学校	大阪市東淀川区豊里 6-25-19
新東淀中学校	大阪市東淀川区豊里 1-10-32
柴島中学校	大阪市東淀川区柴島 2-8-36
淡路中学校	大阪市東淀川区西淡路 4-25-53
中島中学校	大阪市東淀川区東中島 4-8-38

8 実施回数及び時間

年間1,512時間以上（9（1）に定める「不登校支援サポーター」総配置時間）

※1回の稼働につき2時間以上は勤務すること。

※原則として、長期休業期間は除く。

※1か所あたり、週に4時間程度（1～2回程度）での実施を想定しているが、具体的な実施校（場所）・実施日時については、受注者が事前に本市担当者及び各学校

担当者と打合せのうえ、決定すること。

9 実施体制

- (1) 本事業の業務内容を実施するために「不登校支援サポーター」（以下、「サポーター」という）を各校に1名従事させること。なお、各校で従事するサポーターは、原則同じサポーターとすること。
- (2) 本事業を実施するにあたり、事業責任者を置くこと。
- (3) 発達障がい等、配慮を要する子どもの参加があれば、対応できる人材を配置すること。
- (4) サポーターの配置にあたっては、個々の児童生徒の特性に即した柔軟な体制とすること。
- (5) 様々な背景を持つ児童生徒と接するにあたり、本事業に関わるすべての人員に対し、事業目的を達成しうる人材育成（必要な研修の定期的な実施等）を実施すること。
- (6) 学校及び本市等との連携の中で、本市及び事業者の双方が必要と判断した場合は、適宜、情報共有や今後の対応のための打合せや、本市等が実施する研修等に積極的に参加すること。
- (7) 本事業を実施するにあたり、予見しうるあらゆるリスクに対する安全管理、危機管理及び緊急対応体制の構築を行うこと。

10 資格等

サポーターは、教員の資格を有する者である必要はないが、本業務の目的を理解し、児童生徒の学校生活及び自立支援に係るサポートに対して熱意のある経験豊富な者とする。

11 業務内容

- (1) 次に掲げる事業の企画及び運営を各小中学校及び区が指定する市内の場所において行うこととする。
ア 不登校児童生徒及び継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒に対して、個々の児童生徒の課題に即した支援計画を立て、経験豊富なサポーターによる手厚い学校生活及び自立支援に係るサポート（登校支援、教室又は学校内での居場所等で児童生徒の見守り、本市が指定する学校外の居場所又は自立支援機関等への付き添い・見守り等）を行うこと。（特に、不登校の解消については、その要因に対する具体性をもった支援計画を立てること。）なお、支援計画を立て、サポートを行う児童生徒は学校が指定する。
※教室又は学校内での居場所等で児童生徒の見守りにおいては、1人のサポーターにつき、複数名の見守りを行うことも想定すること。
イ 前記アに掲げる児童生徒が登校していない場合等は、登校するものの何らかの支援を要する児童生徒（学習遅滞や過去に不登校になったことがある等を理由として、今後、不登校に陥る蓋然性の高い児童生徒）を学校と協議のうえ選定し、当該児童生徒

- に対する不登校を未然に防ぐための効果的な支援を行うこと。
- ウ 前記アに掲げる児童生徒における普通教室復帰後のモニタリング調査を実施すること。
- エ 学校及び本市との連絡調整（特に対象児童における福祉的課題等を発見した場合は、学校へ速やかに報告すること）
- ※児童生徒と接する際は必ず、統一した名札を着用する等により本事業のサポーターであることがひと目でわかるようにすること。
- （2）上記（1）の業務内容に基づき、業務実施体制（人材確保、体制、個人情報の取扱い方法等）・計画書（スケジュール表）の作成等、目的達成に向けた運営を実施すること。
- 特に、支援計画は学校とは綿密に連携し作成することとし、必要に応じて学校からのフィードバックや意見、意向を踏まえ、支援計画の見直しを実施すること。
- （3）学校及び本市等との連携の中で、本市及び事業者の双方が必要と判断した場合は、適宜、情報共有や今後の対応のための打合せや、本市等が実施する研修等に積極的に参加すること。
- （4）本業務における毎月の活動の記録及び報告書を作成し、校長によるサインを受領した後、翌月10日まで（令和9年3月分においては令和9年3月31日まで）に本市へ報告すること。なお、活動の記録及び報告書の様式は本市と協議のうえ、決定する。
- （5）本事業の総括として、従事した支援内容、日数及び時間、支援前より状況の好転が見られた児童生徒の割合等を明記した事業実施報告書（受託者の任意形式）を令和9年3月31日までに提出すること。

12 個人情報の取扱い

- （1）本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させなければならない。
- （2）受注者は、個人情報が漏えい、滅失、き損又は改ざんされないよう、適正な管理に努めなければならない。
- （3）受注者は、本件業務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- （4）受注者は、個人情報を本件業務以外の目的に使用してはならない。
- （5）受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。ただし、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- （6）受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。ただし、本市の承諾を得たときはこの限りではない。
- （7）受注者は、個人情報に関する本件業務の履行において事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに本市に報告し、本市の指示に従わなければならない。

- (8) 本市は、受注者に対し個人情報の取扱いについて立入検査を行い、又は必要な措置を講じるように指示することができる。
- (9) 受注者は、個人情報が記載された資料を本契約の終了後直ちに本市に返還及び引き渡さなければならない。ただし、本市が別に指示したときは、それに従うものとする。
- (10) 本市は、受注者が本仕様に定める個人情報の取扱いに違反していると認めたときは、本契約の解除及び受注者に対する損害賠償の請求をすることができる。
- (11) 本市は、受注者が条例第15条第1項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、受注者に対し是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表する措置を講じることができる。

13 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の（ア）及び（イ）に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 本仕様書「11業務内容」に関する業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 関係法令等の順守

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき本市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

15 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の各項について疑義の生じたときは、受注者はその都度、本市と協議を行い、その指示に従わなければならない。
- (2) 本事業にかかる協議、打ち合わせ等の必要経費、その他業務に要する経費はすべて受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、事業の進捗状況について、本市からの要請に基づき業務実態が確認できる関係書類を速やかに提示し報告を行うこと。事業実施状況を常に把握し、本市が求める情報を適切な形式で提出できるようにしておくこと。
- (4) 受注者は、本件業務にかかるリスクに対応する保険に加入すること。
- (5) 受注者は、サポート者がさまざまな人権問題について正しい認識をもって業務を遂行するよう適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」（様式1、様式2）を本市あて提出すること。
- (6) 事業実施時に事故が発生した場合は、ただちに事故調査をし、本市へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理を行うこと。
- (7) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (8) 大阪市暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例施行規則を遵守すること。

16 問合せ先

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号
大阪市東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）1階12番窓口
担当：堀井・上野
TEL：06-4809-9807 FAX：06-4809-9928
Eメール：tm0006@city.osaka.lg.jp

職員等の公正な職務の執行の確保に係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：事業者）